

お知らせ 江府消防署生山出張所からのお知らせ

○消火器について

消防法に基づいて消火器の設置が義務づけられている建物等で、製造年が2011年以前の消火器が設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

○住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器は、火災をいち早く察知するためとても有効ですが、故障や電池切れ等により正常に作動していない場合もあります。いざというときに備え、定期的に点検することが大切です。また、警報器の寿命は10年が目安とされていますので、寿命が経過したものは交換しましょう。

○住宅火災への注意について

寒くなると暖房器具などを使用する機会が多くなりますので、火の取り扱いには注意しましょう。

☎ 江府消防署生山出張所 TEL：77-1001

お知らせ 歯科衛生士再チャレンジ研修会（復職支援セミナー）

歯科衛生士の免許はあるものの、しばらく離れていて再び歯科衛生士の仕事で活躍したい方を鳥取県西部歯科医師会が応援する研修会です。復職希望があり迷っておられる方はお気軽にご参加ください。参加費は無料です。

☎ 12月19日（日）9：00～12：00 ☎ 鳥取県西部歯科保健センター

☎ 歯科衛生士免許をお持ちの方 申込期間：11月5日～12月15日

☎ 鳥取県西部歯科医師会 TEL：0859-33-3864 メール：oy8020sd@sanmedia.or.jp

お願い 除雪対策のお願い

【除雪作業へのお願い】

- ◆ 路上にかかる枝木は、除雪の妨げになりますので、所有者で処理をお願いします。
- ◆ 破損の恐れがある塀、植木、および水田用の用水路などには、目印をしておいてください。また、除雪作業で破損の恐れのあるイノシシ柵は事前に撤去していただきますようお願いいたします。除雪作業において特に破損の恐れがある場合は、スノーポール等を設置させていただく場合がありますので予めご了承ください。
- ◆ 自宅周りは各自で除雪をしていただくようお願いいたします。
- ◆ 主要幹線の除雪優先のため、場合によっては意図せず家の出入り口等をふさいでしまうこともありますが、各自で通路などの確保をしていただくようご理解、ご協力をお願いします。
- ◆ 側溝に雪を詰め込むと、その場では流れたとしても、下流で詰まり水が溢れ出すことがあります。やむを得ず側溝へ流すときは、集落などで話をしてお互いに下流の方への配慮をお願いします。
- ◆ 路上駐車などにより除雪が困難な場合には作業が行えないこともありますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

【上下水道室からのお願い】

各家庭の水道の使用量を計測するメーター器は、積雪により埋もれてしまうと検針員の作業が大変困難となります。水道管の凍結や破損などが生じた場合に備え、各家庭でメーター器の位置を確認していただき、積雪時に位置が確認できるよう除雪またはメーター器の上部に長い棒を立てるなどの目印をしていただくようお願いいたします。また、凍結防止の水の垂れ流しは、断水の原因となりますので、水道管の保温などによる凍結対策をお願いします。

長期不在の際は、止水栓を閉めてください。

【江府消防署生山出張所・日南町消防団からのお願い】

積雪時でも迅速な確かな消火活動を行うため、積雪時における消火栓・消防水利の確保について地域の皆さまに除雪などの協力をお願いいたします。

また、消火栓や防火水槽などのそばに車両を駐車されると、消火活動などの支障となることがありますので、車両駐車位置の配慮も併せてお願いいたします。

☎ ■ 除雪（県道を含む）・水道に関すること・・・役場建設課 TEL：82-1113

■ 雪害への備えや相談など・・・役場総務課 TEL：82-1111

■ 消火栓等の除雪について・・・役場総務課 TEL：82-1111

江府消防署生山出張所 TEL：77-1001

江府消防署 TEL：77-2001

